

お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に  
係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・  
テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止  
法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する  
ガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各  
号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・  
地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化した  
うえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的  
に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組  
合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確  
保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与  
に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー  
等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規  
程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させ  
るための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに長崎県警察の指導により、当組合では、マネー・ロ  
ーンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部  
の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や  
お客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応  
じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご  
理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月  
西海みずき信用組合